第５期岡山県障害者計画（改定素案）へのご意見を募集します

岡山県では、障害のある人に関する施策を総合的に推進するための「第５期障害者計画」を策定していますが、令和８年３月に国の基本指針が改正されたことを踏まえ、同計画を改定することとし、その素案を次のとおり作成しました。

つきましては、この計画（改定素案）に対して県民の皆様から幅広くご意見を募集します。多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

１　計画（素案）の公開の方法

岡山県障害福祉課のホームページに掲載しているほか、同課（県庁５階）、県政情報室（県庁４階）、県民局総務課、県地域事務所地域総務課、県保健所・支所、県立図書館１階閲覧室入口、きらめきプラザ、岡山県視覚障害者センター及び岡山県聴覚障害者センターに配置していますので、職員にお声がけください。

２　ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）の必要事項を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご提出下さい。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

⑴ 郵送

〒７００－８５７０ 岡山県岡山市北区内山下２－４－６
岡山県子ども・福祉部 障害福祉課 障害福祉企画班 あて
※募集期間の最終日必着とします。

⑵ ファクシミリ

FAX：０８６－２２４－６５２０
岡山県子ども・福祉部 障害福祉課 障害福祉企画班 あて

⑶ 電子メール

shofuku@pref.okayama.lg.jp

⑷ インターネット

障害福祉課ホームページの入力フォームをご利用ください。
http://www.pref.okayama.jp/page/1063942.html

※⑴～⑶の方法で提出いただく場合は、裏面の意見提案用紙を活用してください。ホームページにファイルも用意しています。また、必要事項を記入いただければ、任意の様式やメールの本文への記載での提出も受け付けます。

３　募集期間

令和８年１１月２４日（火曜日）から令和８年１２月２５日（金曜日）まで

４　ご提出いただいたご意見等の公表方法

皆様のご意見や県の見解は、ホームページでの掲載など、改定素案の公開と同じ方法で公表します。また、改定素案を修正した場合は、その内容もあわせてお知らせします。ただし、お名前や年齢などの個人情報は公表しません。

なお、個別の回答はいたしません。また、ご意見の内容が、「賛成・反対」だけものや不明確なものについては、県の考え方をお答えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

（裏面）

岡山県子ども・福祉部障害福祉課あて　　FAX：086－224－6520

「第５期岡山県障害者計画（改定素案）」に対する意見提案用紙

【関係項目名】（計画(改定素案)の該当ページ及び箇所を明記してください。）

【ご意見・ご提案　記入欄】

ご住所　（住所は市町村名のみで結構です。）

お名前	年齢 歳

※お名前、ご住所（市町村名を除く）、年齢は公表しません。

※ご記入された個人情報は、「第５期岡山県障害者計画（改定素案）」に対する意見募集の目的以外には使用しません。

第５期岡山県障害者計画の改定内容

（　）は、改定素案の頁

１　計画期間

計画期間の終期を、令和１０年度から令和１１年度に延長
（計画期間は令和６年度から令和１１年度までの６年間とする。(P. ３)）

２　見直した数値目標

（１）計画期間の終期の延長に伴う、「第５期岡山県障害者計画」に係る数値目標の設定
(P. 58～59)

（２）国の基本指針の改正内容を踏まえた、「第８期岡山県障害福祉計画」及び「第４期岡山県障害児福祉計画」に係る項目の追加及び数値目標の設定（P. 64～70）

＜追加した項目＞

① 施設入所者の地域生活への移行等
居室の個室化・ユニット化等に取り組む障害者支援施設数など

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
退院後の再入院率、心のサポーター数など

③ 福祉施設から一般就労への移行等
就労選択支援事業の利用者数

④ 障害児支援の提供体制の整備等
強度行動障害の状態にある児の状況の把握など

⑤ 相談支援体制の充実・強化等
のぞまないセルフプランの件数

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、生産性向上
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置など

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
障害福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率など

⑧ 高次脳機能障害者に対する支援
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数、相談件数など

３　障害福祉サービス等の見込量

各地域で必要とされる障害福祉サービス等の充足を目指して、市町村が算出した見込量を基に、令和９年度から１１年度までの見込量を設定（P. 71～99）

※見込量については、基礎となる各市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定途中であり、今後変更することがある。